

個人向け国債の商品性改善について

- 平成23年7月発行分（6月募集）から、個人向け国債（変動10年）の金利設定方法が見直されます。

<変更後>

適用利率

= 基準金利（10年固定利付国債の実勢金利）× 0.66

<現状>

適用利率

= 基準金利（10年固定利付国債の実勢金利）－ 0.8%

※ 平成23年6月までに発行された変動10年（既発債）については、発行時の金利設定方法のまま変更はありません。

- 平成24年4月から、個人向け国債（固定5年）の中途換金禁止期間等が他と統一されます。

<変更後>

固定5年の中途換金禁止期間を「発行後1年」に、中途換金調整額（禁止期間後に中途換金する際の控除額）を「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」に変更し、変動10年及び固定3年と統一。

<現状>

中途換金禁止期間

（変動10年・固定3年）発行後1年

（固定5年）発行後2年

中途換金調整額

（変動10年・固定3年）

直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8

（固定5年）

直前4回分の各利子（税引前）相当額×0.8

※ 平成24年4月発行分（3月募集）から、実施します。また、平成24年3月までに発行された固定5年（既発債）についても、平成24年4月16日以降に中途換金を実施（国の買取り）するものから、同様に変更します。

